【表紙】

障害のある人もない人も暮らしやすい仙台を目指すための事例集

平成27年10月

仙台市

【はじめに】1ページ目

はじめに

障害のある人もない人も、誰もがともに支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりのために

障害のある人が、社会で活動するとき、様々な「生活のしづらさ」を感じています。

これまで、その「生活のしづらさ」わ、目が見えない、歩けないなど、その人個人の身体や精神などの障害（機能障害※1）だけが原因だと考えられてきました。

しかし、実際には機能障害のことを考えずに作られた社会のしくみ（事物、制度、慣行、偏見など）が「社会的障壁※2」となって、「生活のしづらさ」に拍車をかけています。

様々な「社会的障壁」を取り除くことで、多くの人が、その人の持つ能力や生きる力を発揮して社会生活や日常生活を送ることができます。

国では、障害があってもなくても、分け隔てされず、お互いを尊重して暮らしていける社会（共生社会）の実現を目指し、障害者差別解消法を制定して、障害を理由とする差別をなくしていく取り組みを進めようとしています。

【はじめに】２ページ目

仙台市が平成26年8月におこなった事例募集からは、市内でも、多くの人が社会的障壁による生活のしづらさに直面していることがわかりました。

一方で、「配慮があって助かった事例」も寄せられており、これらの事例は、地域で安心して暮らせるまちづくりのヒントになります。

障害の有無にかかわらず、地域で安心して暮らせる「ともに支えあうまち」の実現のためには、仙台市でも障害を理由とする差別をなくしていく取り組みをすすめていくことが大切だと考え、独自の条例づくりに取り組んでいるところです。

 この事例集は、『障害を理由とする差別とは、なにか？』について、事例等を通じて、わかりやすく説明すること、また、障害や障害のある人に必要な配慮について紹介し、正しい理解をすすめていくことを目的に作成しています。

市民のみなさんが障害や障害のある人への理を深めることが、「ともに支えあうまち」づくりをすすめる第いっぽになると考えます。

イラスト　仙台市障害理解促進キャラクター「ココロン」

※1、※2の用語（機能障害、社会的障壁）の説明　31ページ参照

【目次】

目次

はじめに

１ページ　１障害者差別解消法について

２ページ　２不当な差別的取扱いってなに？

２ページ　商品・サービス提供のとき

３ページ　交通機関の利用のとき

３ページ　教育を受けるとき

４ページ　不動産を借りるとき

４ページ　医療機関を受診するとき

４ページ　福祉サービス等を利用するとき

５ページ　雇用・就労の場で

６ページ　３合理的配慮ってなに？

７ページ　４障害のある人に必要な配慮などについて

８ページ　視覚障害

１１ページ　聴覚障害

１４ページ　盲ろう

１５ページ　肢体不自由

１７ページ　内部障害

１８ページ　知的障害

１９ページ　発達障害

２２ページ　精神障害

２４ページ　高次脳機能障害

２５ページ　難病

２６ページ　その他

２７ページ　募集用紙

２９ページ　参考

２９ページ　仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例

２９ページ　仙台市ひとにやさしいまちづくり条例

３０ページ　障害のある人に関するマーク

３１ページ　用語の説明

３２ページ　障害のある人に関する相談窓口

【1ページ】

１．障害者差別解消法について

この法律の目指すものは？

の法律は、障害があってもなくても、個人として尊重され、生活していくことができるよう、障害があることで差別を受けることなく、誰もが分け隔てられずに、お互いを尊重しあいながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

この法律で決められていることは？

障害のある人が、街に出て買い物をしたり、働いたり、勉強したり、趣味の活動をおこなったりなど、日常生活や社会生活を障害のない人と同じようにおくることができるよう、主に以下について定められています。

（１） 国や地方の行政機関や民間事業者等による「障害を理由とする差別」の禁止について

（２） 差別の解消をすすめるための基本的な取り組み等について

「障害を理由とする差別」ってなに？

この法律で定める「障害を理由とする差別」とは、（１） 不当な差別的取扱い （２） 合理的配慮をしないこと 　となっています。

※正式には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といいます。（平成２５年６月制定、平成２８年４月施行）

また、同法律は改正され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。（令和３年５月改正、令和６年４月施行）

内閣府ホームページ

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

【2ページ】

２．不当な差別的取扱いってなに？

障害があるというだけで、正当な理由もなく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、事情が同じ障害のない人には付けない条件を付け、不利に扱うような行為。

行政と事業者には、

「不当な差別的取扱い」にあたる行為は禁止されます！　たとえば

商品・サービス提供のとき

事例1

車イスの人が、構造上の問題がないのに、「車イスの人は入店できない」と、事情の説明もなく食堂への入店を断られた。

説明

車イスだからという理由だけで入店拒否することは不当な差別的取扱いにあたります。

障害のある人の障害の状況や求められる配慮等を十分聞き、理由がある場合には、きちんと説明する必要があります。

事例2

プールを、ひとりで利用することに問題がなく、同じような状態の高齢のかたも利用しているのに付添いなしでは、利用できないと言われた。

説明

事情の同じ障害のない人には付けない条件をつけることは、不当な差別的取扱いにあたり、禁止されます。

※ 正当な理由がある場合には、きちんと理由を説明して、理解をしてもらえるように努めることが求められます。

【3ページ】

事例　盲導犬を連れて、タクシーに乗ろうと呼び止めたが、犬はお断りと乗車拒否された。

説明　障害のある方をサポートする身体障害者補助犬　盲導犬・介助犬・聴導犬等は、身体障害者補助犬法で、人が入ることのできる様々な場所等へ同伴することができ、交通機関や店舗等では受け入れ義務があります。

４コマ漫画挿入

題名　悲しみの盲導犬

内容としては、盲導犬の乗車に関するタクシー運転手と盲導犬ユーザーのやり取りです。

４コマ目が、盲導犬を拒否した訳では無かったというオチになっています。

１コマ目　ユーザー　市役所までお願いします

　　　　　運転手　はい…あっ　犬ですか…お客様困りますね。他あたってください。

２コマ目　ユーザー　え…盲導犬はタクシー乗れるはずです。運転手さんが、毛アレルギーでもなければ、乗車拒否は禁止されてますよね？

　　　　　運転手　いや、ダメです危ないから。

３コマ目　ユーザー　ええっ車内で暴れたりしません。厳しく訓練されているので、私の足元でじっと動かないんですよ…

　　　　　運転手　そうじゃないんだよっ

４コマ目　運転手　うちの死んだマロンを思い出して　涙で前が見えなくて運転が危ないんだっ…前が見えないほど号泣している運転手の絵。

　　　　　ユーザー　ほ、他のタクシーにします。

イラスト挿入　補助犬ステッカー

教育を受けるとき

事例　障害があるということだけを理由に、校外学習・地域行事などへ参加を一律に認められなかった。

説明　障害があるということだけを理由として、行事への参加を一律に認めないことは、不当な差別的取扱いとなるおそれがあります。

障害の状況や必要な配慮などについて十分に聞き、相談することが必要です。

【4ページ】

不動産を借りるとき

事例

一人暮らしをするためにアパートを借りようと不動産屋にいったが、精神障害の人には貸せないと断られた。

説明

障害があることだけを理由に、障害のある人が入居すると他の入居者が退去してしまうと決めつけたり、賃貸借契約を断ることなどは不当な差別的取扱いにあたります。

障害のある人の障害の状況や求められる配慮等を十分聞き、相談することが必要です。

医療機関を受診するとき

事例

近くの歯医者に連れていったら、自閉症の人は診察しないと言われ、診療を断られた。

説明

障害があることだけを理由に診療を断ることは、不当な差別的取扱いにあたります。

障害のある人の障害の状況や、求められる配慮等を聞くことが必要です。

※ただし、歯の治療の際に、障害のある人がパニックを起こしてしまったなど、治療を継続すると口腔内を傷つけるおそれがあり、診療を中断せざるを得ないといった場合は、障害のある人の身体や生命の保護のためにやむを得ないと判断されます。

福祉サービス等を利用するとき

事例

施設を利用しようとしたが、人的な体制や設備は整っているのに、車いすを使用しているという理由だけで、利用を断られた。

説明

車いすの使用だけを理由に一律に利用を断ることは、不当な差別的取扱いにあたります。

障害のある人の障害の状況や、求められる配慮等を聞き、合理的配慮をおこなうことができるか相談する必要があります。

【5ページ】

雇用・就労現場で

事例1

採用の面接等で、障害があることを告知したら、障害者は採用しないと断られた。

説明

障害があることだけを理由に、採用を一律に拒否することは不当な差別的取扱いにあたります。

障害のある人の状態や求められる配慮等を聞き、どのような合理的配慮をおこなうことができるか話し合いを行う必要があります。

事例2

在職中に病気になり、障害者手帳を取得した。退院後、疲れやすいため、勤務時間の短縮について、会社と相談しようとしたが、退職させられた。

説明

障害を理由に一方的に退職を勧奨することは不当な差別的取扱いにあたります。

配置転換や勤務時間の調整等の検討や職務遂行の可能性等について、話し合いをすることが必要です。

寄せられた好事例

技術職として働いていたが、在職中に病気になり、障害者手帳を取得した。

これまでの仕事に従事することができなくなったが、会社と話し合いで、事務関係の部署に異動して、会社に復帰することができた。復職後も、通院等に関して配慮をもらっている。

※雇用分野では、平成28年4月に施行される「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」により、別途、障害による差別の禁止と合理的配慮の提供義務等が講じられます

※障害のあるかたの雇用に関する相談について　33ページ参照

【6ページ】

３.合理的配慮ってなに？

障害のある人が、役所や事業者の利用などにあたって、困っていることを伝えて配慮を求めた時に、役所や事業者の負担になりすぎない範囲で、その人の障害にあった必要な工夫ややり方などの配慮を行うこと。

合理的配慮をしないことも差別にあたります！

その人の障害にあった必要な工夫ややり方などの配慮をしないために不利益を与えることも差別にあたり、禁止されます。

国の行政機関・地方公共団体等禁止不当な差別的取扱い

義務合理的配慮の提供

事業者事業者には個人事業者やNPO等の非営利事業者も含みます。禁止不当な差別的取扱い

義務合理的配慮の提供

仙台市では、障害者差別解消法の改正に伴い、令和5年10月に改正障害者差別解消条例を施行し、事業者による合理的配慮の提供を義務化しました。

（改正法は令和6年4月施行）

合理的配慮をするために、負担が大きい場合は、十分に理由を説明することや、お互いに話し合いをすることが必要です。

合理的配慮は、障害のない人と同等の機会の提供を受けるために行われるもので、事業者の本来の事業内容等について変更を求めるものではありません。

障害者差別解消条例についてはP．29参照

【7ページ】

４．障害のある人に必要な配慮などについて

必要な時に

障害がある人から配慮を求められた時は、必要な配慮の内容を確認して対応しましょう。

また、困っている様子に気づいた時には、「お手伝いしましょうか」とひと声かけてください。

必要な配慮は、一人ひとり違います

困っていることや必要な配慮は、一人ひとり違います。

そのため、本人に配慮の必要性や具体的な方法などを確認する必要があります。

また、障害のある人が、必要としている配慮などについて、周りのかたにわかりやすく伝えていくことも大切です。

障害のある人が、遠慮している場合もあるので、「どうかしましたか」と声をかけるなど、伝えやすい雰囲気を作りましょう。

特別な人ではありません

機能障害は、その人の一部です。特別な扱いや言葉遣いは不要です。

あくまでも対等な立場で、そして、同じ目線で接するようにしましょう。

また、障害は誰にでも起こりうるものです。

障害の状況にあった、必要な工夫ややり方などの配慮は、その障害のある人の障害種別や障害の状況によって異なります。

じページからは、大きく障害種別ごとに、障害特性や考えられる配慮について、ご紹介します。

【8ページ】

視覚障害

視覚障害のかたには、「視力がない」「視野（見える範囲）が狭い」「色の判別がつかない」などの障害があり、文字の読み書きや移動・歩行等に不自由があります。

見え方も「まったく見えない（全盲）」見えにくい（弱視）」などいろいろで、見えにくくなった時期などによっても、生活上の不自由さには差があります。

弱視のかたは、はくじょうを持っていない場合も多く、一見してわかりません。

※視覚障害に関する相談　　障害者総合支援センター（ウェルポート）など　　32ページから参照

必要な配慮等

例示1

目で見て得る情報を受け取ることが難しいため、点字や拡大文字、声で読み上げるなど、情報の発信の仕方を工夫する。

弱視のかたには、高い場所にある案内や看板は見えにくく、また、見えづらい配色があることに配慮する。

例示として

点字について　　点字は６つの点を組み合わせてあらわします

拡大文字の大きさ　　大きさのサンプル　拡大１８ポイント、拡大２２ポイント、拡大２６ポイント

見えやすい配色　　配色のサンプル　背景が黒色で文字が黄色　、背景が黄色で文字が青色　、背景が黒色で文字が白色　、緑色の濃淡の文字

例示2

言葉で説明する際は、「あちら」「むこう」などの指示語でなく、「右側（左側）」「時計の9時の位置」など具体的に説明する。

例示3

（職場などで）物の配置は、いつも同じにする。歩行するルート上に物を置かない。

【9ページ】

事例など

事例1

飲食店で、メニューが見えないので、店員に読み上げを頼んだが、「そのようなサービスは提供していません」と読んでくれなかった。

必要な配慮

メニューが見えないので、声で読み上げたり、「今日のおすすめは、まるまるです」などお伝えするといった配慮が必要です。

事例2

震災の避難所で、連絡事項が貼り出されるだけで、声でのアナウンスがなかったので気付かなかった。

必要な配慮

目で見て得る情報だけでなく、アナウンスするなどの音声の情報提供等の配慮が必要です。

4コマまんがの挿入　4コマまんがの内容

題名　　そういわれても

内容としては、はくじょう歩行中のかたと点字ブロック状に看板を置いた店主とのやり取りで、4コマめが、店主が視覚障害について、全然、理解していないというオチになっています。

以下、セリフなど

1コマめ

ガン（はくじょうで歩行中、点字ブロック上の看板にはくじょうがぶつかる音）あっ。

2コマめ

店主　　　おいおい。うちの看板、けとばすなよ。

はくじょうの人　ここは点字ブロックのうえなんです。歩けなくなっちゃうので、看板とか置かないでもらえると。

3コマめ

次の日

はくじょうの人　　ガン（看板にぶつかる音）あっ、どうして、また？

店主　　なんだよ。きのう、言われて改善したろ。

４コマめ

店主　　　注意文、よめよ。（看板の近くに貼紙が貼ってあり、「ここに看板があります。気を付けてください」と書いてある。）

はくじょうの人　ジョーク　なのかな？　（非常に困惑している様子の絵）

解説　点字ブロックの上に物を置かないで！

点字ブロックは歩行を補助する設備です。

その上に自転車や看板が置かれていたり、点字ブロックの上で立ち話をしていると困ります。

寄せられた好事例

点字ブロックの上に物が置いてあり、困っていたら、子ども達が進んで、どけてくれたので、大変助かった。

【10ページ】

マンガの挿入（５コマのまんがで、メニューの読み上げに関する内容）

登場人物は、視覚障害当事者のかた、ココロン（視覚障害のかたに同行）、レストランの店員の3人。

以下、セリフなど

１コマめ

ココロンが、当事者のかたを手引きして、道を歩きながら話をしている情景。

当事者　　聞いてよ、ココロン。きのう行ったおみせ、メニュー読み上げをお願いしたら、断られちゃった。

ココロン　そりゃ、悲しいね。忙しかったのかもね。

２コマめ

ココロン　じゃ、ココロンが良いおみせに連れて行ってあげるよ。おいしいし、丁寧な店員さんがいるから。

当事者　　ほんと。

３コマめ

レストランの中、着席してこれから店員に注文するところ

ココロン　彼、見えないんです。スミマセンがメニューを読み上げてもらえますか？

店員　　もちろんです。こういったことに不便があるのですね。きづきませんでした。今後、メニューの点字併記を検討しましょう。

４コマめ

ココロン　やった。ありがとう。

店員　　では、まず、全８さら、スペシャリテのコースからオードブルは、３種よりお選びください。

当事者　　え？

５コマめ

店員　長々した料理名を延々と読み上げていく。

当事者　　ココローン、覚えられないよ！

ココロン　ごめーん

ココロンの解説

点字や拡大文字のメニューを用意されていると、点字の読めるかたや弱視のかたは助かります。

メニューは大きめで読みやすい文字を使用し、写真を入れるなど、ユニバーサルデザイン※3　にすると弱視のかたにも分かりやすいです。

メニューを読み上げる時は、まずどのように説明して欲しいか本人の希望を聞いて説明をしましょう。

例えば…、

おすすめメニューを教えてほしい。

さかな料理が食べたい。ひと通り説明してほしい、など

※3　の用語（ユニバーサルデザイン）の説明、31ページ参照

【11ページ】

聴覚障害

聴覚障害のかたには、人の声や物音がまったく聴こえない、または聴こえにくいため、話し言葉でのコミュニケーションや音声での情報を得ることに不自由があります。

「生まれつき聴こえない（ろう）」、または「病気や事故、加齢のため聴こえない（難聴・中途失聴）」など、原因の違いによってコミュニケーションの取り方にも違いがあり、手話ができないかたや筆談では理解することが難しいかたなどもいます。

※聴覚障害に関する相談　　障害者総合支援センター（ウェルポート）など　32ページから参照

必要な配慮等

例示1

電話での連絡が難しいので、ファクスやＥメールなどの連絡先を明示する。

例示2

筆談やコミュニケーションボードの利用、身振りや手話など、情報発信の仕方を工夫する。

例示3

筆談する際は、できるだけ簡単に書き、質問は「はい」「いいえ」で答えられる形にする。

例示4

講演会や研修会などでは、手話通訳・要約筆記※4の活用など情報発信の仕方を工夫する。

各例示にイラスト添付

※4の用語（要約筆記）の説明　　31ページ参照

【12ページ】

事例など

事例1

生活に必要な手続きに関しての案内などに、問合せ先として 電話番号しかなく、電話ができないので、問い合わせできなかった。

必要な配慮

問合せ先は、電話以外にファクス番号やＥメールアドレスなどを掲載するなどいくつかの問合せ方法を用意する。

事例2

重要な会議だったので、会社に手話通訳や要約筆記を頼んだが、断られ、会議の内容が全く分からなかった。

必要な配慮

重要な会議などでは、特に手話通訳や要約筆記を活用したり、事前に会議内容を知らせ、意見を聞いておく、会議の経過について筆談で伝えるなどの配慮が必要です。

寄せられた好事例

買い物の時に、用意されていたホワイトボードを使って商品説明等をしてもらい、助かりました。

【13ページ】

マンガの挿入（７コマのまんがで、運行状況の変更が分からず、困っているという内容）

登場人物は、聴覚障害当事者のかた、ココロン（聴覚障害のかたに同行）、駅にいる通行人。

以下、セリフなど

１コマめ

ココロン　　なんか皆、逆に向かっているみたいだね。（手話で話している）

２コマめ

当事者　　　地下鉄に何かあったのかな？（手話で話している）

ココロン　　駅員さんに聞いてみようか？（手話で話している）

３コマめ

（駅員にたくさんの人が押し寄せていて、話しを聞きにいけない状況）

ココロン　　わっ、すごい人。近づけないっ。（駅員がたくさんの人に取り囲まれているので、聞きに行けない状況）

当事者　　　誰か筆談で教えてくれないかな？

４コマめ

当事者　　　あ、あのう。

（通行人に筆談を頼もうとしても、通り過ぎて行ってしまうが、後ろから肩を叩かれる。）

５コマめ

（筆談きに状況を書いてくれた通行人）

当事者　　あ、ありがとう。　　ん？

（筆談きには外国語の文字が書いてある）

ココロン　タイ語だな。

６コマめ

当事者　　うれしい。けど、読めない。

ココロン　　お！　この人なら。

（別の通行人が登場）

７コマめ

（筆談きに書かれていたのは、ハングル文字だった）

ココロン　　今度はハングルかーい。

当事者　　　うれしい。けど、読めなーい。

ココロンの解説

・電車やバスなどのアナウンスが聴こえない（聴こえにくい）ので、何が起こっているのかわかりません。

・状況が分からず、困っている様子を見かけたら、メモなどに内容を書いて声をかけてください。

・貼紙の掲示や身振り、説明カードなど、見てわかるような情報提供が必要です。筆談をする時は、要点を短く簡潔に書きましょう。

【14ページ】

盲ろう

視覚と聴覚の両方に障害がある状態を「盲ろう」と言います。

視覚障害と聴覚障害、それぞれの障害の程度によって、「全く見えないし聴こえない」「全く見えないが少し聴こえる」「少し見えるが全く聴こえない」「少し見えて少し聴こえる」など、人により状況が大きく異なります。

盲ろうの状態になる経緯も様々ですが、社会参加をするためには、情報入手・コミュニケーションの支援や移動のかいじょが不可欠です。

※盲ろうに関する相談　　障害者総合支援センター（ウェルポート）など　32ページ参照

必要な配慮等

例示1

その人によってコミュニケーションの仕方が違うため、必要な配慮やコミュニケーション方法を確認する。

例示2

相手の手のひらに指先などで直接文字を書く。（手書き文字）

イラスト挿入(手のひら書きしているところ)

例示3

少し聴こえる人には、耳元で、はっきりゆっくり話す。（大きな声で話すとかえって聞きにくい場合がある）

例示4

少し見える人には、大きな文字での筆談で。

こんなことで困っています

事例1

見えない、聴こえないために、災害などの情報がテレビやラジオなどから得られないので、直接伝えてもらわないと分からない。

寄せられた好事例

事例

金融機関のＡＴＭで、音声ガイドのほかに点字で操作できるものがあり、音声ガイドやタッチパネルが使えなくでも、自力で操作でき助かります。

【15ページ】

肢体不自由

手や足などの機能が病気やケガなどで損なわれ、長期にわたり、歩行や食事、入浴等の日常生活動作に困難が伴う状態です。

障害のぶいや状況によってかなり個人差があり、「日常生活動作にさほど困難を感じないかた」や、「日常生活動作に支障があるために、つえや車椅子、義手・義足などの補装具を必要とするかた」、「日常生活動作の多くにかいじょを必要するかた」など、さまざまです。

※肢体不自由に関する相談　障害者総合支援センター（ウェルポート）など　32ページ参照

必要な配慮等

例示1

障害のぶいや障害の状況、使用している補装具等により、必要な配慮は様々ですが、車イスの利用等のため、段差などに配慮が必要。

例示2

車イスの利用をしているかたは、高いところに手が届きにくいことから、手の届く範囲に、物の配置やスイッチの位置を配慮する必要がある。

例示3

脳性まひなどで言語障害があるかたの場合にも、同行している、かいじょしゃ ではなく本人に意思を確認する。発語が聞き取りにくい場合には、聞き直して確認する。

【16ページ】

事例など

事例1

欲しい商品が手の届かない高いところにあり、取ってもらいたいと店員に頼んだが、「忙しいから」と無視され、対応してもらえず、商品をあきらめた。

必要な配慮

高いところに手が届かないので、商品などの位置はなるべく手の届く範囲に配置し、もうしでがあった場合には、商品のお渡しなどに応える必要があります。

事例2

みせの入口に段差があり、車イスで入れない。

必要な配慮

段差への簡易スロープの設置や人的な補助で対応できる場合は配慮してください。物理的な対応が難しい時には、その理由等を丁寧に説明し、代わりの手段があるか相談するなど話し合いが必要です。

こんなことで困っています

事例1

車イス用駐車スペースに一般の車が停まっていて、駐車できない。

事例2

店舗の入口や通路などに自転車などがあり、通れない。

事例3

歩行が不安定なため、つえを使用しているが、エスカレーターで、隣を通り過ぎる人がいると転びそうになる。

【17ページ】

内部障害

内部障害は、病気などで身体の一部（心臓、腎臓、肝臓、呼吸き、ぼうこう・直腸、小腸）の働きが弱くなったり、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能の障害です。

継続的な医療的ケアが必要な人も多く、日常生活に支障が出る場合があります。外見からは、わかりづらいことが多いので、公共交通機関の優先席の利用や障害者用トイレを利用する時など、「けんじょうしゃなのに…」などと誤解されることがあります。

※内部障害に関する相談　障害者総合支援センター（ウェルポート）など　32ページ参照

必要な配慮等

例示1

職場では、本人の体調や通院等に配慮し、出退勤時間・休憩時間等を調整するなどの配慮が必要です。

こんなことで困っています

事例1

病気により、疲れやすいため、バスの優先席に座ったところ、運転手から注意された。

事例2

心臓にペースメーカーを入れているので、混雑した場所で、携帯電話を使用されると不安。

事例3

オストメイト（人工肛門・人工ぼうこうを造設しているかた）用の掲示がないと、車イス用トイレの使用がしづらい。

事例4

ＨＩＶについての正しい理解がなく、偏見がある。

イラスト挿入（ハート・プラスマーク「身体内部に障害があるかた」をあらわすマークです。）

【18ページ】

知的障害

おおむね１８歳までの発達期に知的な能力の遅れがあらわれ、日常生活や社会生活への適応のしにくさがあります。障害の状況は軽度から重度まで様々で、ひとりで行動できる人もいれば、支援者の同行が必要な人もいます。

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している状態を重症心身障害といいます。

※知的障害に関する相談　北部・南部発達相談支援センター（アーチル）など　32ページ参照

必要な配慮等

例示1

難しい言葉ではなく、簡単な言葉で短く説明する。

例示2

絵や写真、実物などを見せて話をすると状況を理解しやすい。

例示3

本人が理解しているか、確認しながら話をすすめる。

例示4

文章の読み書きができる人でも、文章は分かりやすい表現で、簡潔にし、漢字には、ふりがな（ルビ）を付ける。

例示5

言葉での意思表示が難しい場合には、コミュニケーションボードなどを活用し、意思を確認する。

事例など

事例

生活に必要な手続きに行ったが、パンフレットは漢字が多く、分からない言葉ばかりで、説明もしてくれず、手続きできなかった。

必要な配慮

ルビ付きの資料で本人に分かりやすく説明し、手続きの方法を丁寧に伝える配慮が必要です。

【19ページ】

発達障害

脳機能の発達が関係する生まれつきの障害です。

発達障害がある人は、コミュニケーションや対人関係をつくることが苦手です。自閉症などの広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害や学習障害などがあります。

知的な遅れがある場合とない場合があり、言葉が話せる人でも他者とのコミュニケーションや自分の状況等を説明することが難しい人がいます。また、大きな声や雑踏、騒音、光の刺激等に敏感で、苦痛に感じる場合があります。

このような状態を周りの人に理解してもらえず、親のしつけや本人の努力不足が原因と誤解されることがあります。

※発達障害に関する相談　北部・南部発達相談支援センター（アーチル）など　32ページから参照

必要な配慮等

例示1

コミュニケーションが苦手な人には、言葉より絵、文字、写真、実物などを使う。

例示2

否定的な言動に過敏な人が多いので、できるだけ肯定的な言い方で話す。

例示3

見通しが持てないと、不安になるので、スケジュールなどで１日の流れを伝える。 急な変更は理由を伝え、本人に了解を得る。

例示4

聴覚が過敏な人には、ヘッドホンの使用を認めたり、静かな場所を準備する。また、視覚が過敏なかたにはサングラスの使用を認めるなど、本人の特徴に応じた配慮をする。

例示5

職場などで集中できず、落ち着かない場合、パーテーションなどを活用するなどして、落ち着く場所を確保する。

【20ページ】

事例など

寄せられた好事例

事例1

病院の受診時、待ち時間の見通しが持てないと不安で、パニックになってしまうので、あらかじめ予約でき、おおよその受診時間の目安がわかる病院は、本人も家族も助かっている。

事例2

たくさんの人がいる待合室が苦手なため、別の部屋や自家用車の中で待たせてもらい、順番がきたら声をかけてくれる配慮をしてくれる病院は大変助かっています。

こんなことで困っています

事例1

職場などで、会話ができるために、普通に何でもできると誤解され、障害があることを理解してもらえず、配慮してもらえない。

事例2

会社で、本人への指示が「工夫して」などあいまいな表現だと、仕事の進め方が分からずに、上司に何度も確認してしまい、怒られてしまう。

必要な配慮

抽象的な指示やあいまいな指示の理解が苦手なため、具体的な見本や工程表に写真を付けるなど、視覚的な手がかりを提供するなどの配慮が必要です。

事例3

親のしつけが悪いと言われ、親はつらい思いをしてしまう。

【21ページ】

生活の中で必要な配慮など

仙台四郎さん（20だい・男性、発達障害と軽度の知的障害があるかた）のいちにちの生活の中で、どのような時にどのような配慮が必要かをあらわした図

通勤のとき

必要な配慮

・事故で運休した案内が分からなくて、ずっと待ってて遅刻したよ。わかりやすい貼紙があったり、困ってる様子に声をかけてもらえたら良かったのに。

必要な配慮

・行き先の表示の文字などを大きくして、ふりがなをつけてもらえると迷わずに乗れるよ。

仕事のとき

必要な配慮

・今日1日の仕事のスケジュールを分かりやすく表示してほしいな。見通しが持てないと不安…。

昼休みのとき

必要な配慮

・人とのコミュニケーションが苦手なので一人になれる空間がほしいなぁ。

仕事のとき

必要な配慮

・作業手順について、図や写真を使ったマニュアルや具体的な指示がほしいな。「工夫して」では分からないよ。

必要な配慮

・感覚過敏があるから、耳栓やついたてを使いたい。それで仕事に集中できるんだけど。

余暇の活動のとき

困ったこと

・付添いがなくてもプールの利用ができるのに、障害者手帳を見せたら一人での利用を断られそうになったよ。

【22ページ】

精神障害

統合失調症やうつ病などの精神疾患により、日々の生活や仕事、対人関係などにおいて、様々な生活のしづらさを抱えています。

精神疾患は生涯を通じて5人にひとりがかかるとも言われていて、決して稀な病気ではなく、誰もがかかる可能性があります。

適切な治療や服薬によって症状をコントロールできれば、地域の中で安定した生活を送ることができますが、精神疾患の症状や社会的経験の少なさからくる生活のしづらさのほか、病気に対する偏見や誤解によって生じる生活のしづらさもあります。

※精神障害に関する相談　精神保健福祉総合センター（はあとぽーと）など　32ページから参照

必要な配慮等

例示1

自分の体調の変化に気づいて上手に休憩を取ったりすることが苦手なので、日々の生活においては、仕事や活動の量・休憩時間等を調整するなどの配慮が必要です。

例示2

初めての場所で初対面の人と話をするような場面では非常に緊張してしまいます。手続きのための窓口などで戸惑っているような時には、早めにやさしく声をかけて用件を聞くなどの配慮が必要です。

事例など

事例

病気の症状で、疲れやすかったり集中しにくい時があるなど、仕事の取り組み状況に波があり、上司から怠けていると叱責された。

必要な配慮

例示1

上司や同僚に病気の特徴や症状を理解してもらいながら、本人の病状や体調にあわせて、休憩時間や勤務時間等を調整するなどの配慮が必要です。

例示2

仕事の手順や周囲の些細な変化に混乱しやすく，臨機応変に対応することが苦手なので，具体的で分かりやすい言葉で説明するなどの配慮が必要です。

【23ページ】

こんなことで困っています

事例1

体調が悪い時は、とても疲れやすく、自分一人で調理や掃除、買い物などができない。

事例2

薬局で「おくすり手帳」を出したら、服薬している薬の内容を見たあと、急に態度が変わって、随分雑な扱いを受けた。

事例3

精神障害があると分かっただけで、誤解されたり、変な目で見られる。

事例4

入院の際，「精神障害者の隣に寝るのは嫌で、病室を変えた」という話を後で聞いてショックを受けた。

事例5

てんかんのある児童が、何年も発作がなく、主治医からも危険はないと許可を貰って毎年の水泳の授業を受けていたが、６年せいになって、突然安全のために帽子に目印をつけるようにとリボンが渡された。

危険はないのに、てんかんというだけで目印を付けさせられたことに、とてもショックを受けた。

寄せられた好事例

事例1

震災の避難所で知り合った人たちに、統合失調症だということを伝えたが、病気があっても私という人間をそのまま受け入れてもらえた。一人の人間として普通に接してくれたことがすごくうれしかった。

事例2

施設で地域の活動に参加するにあたって、精神障害のある利用者のかたの必要な配慮について、事前に地域のかたに説明していた。活動の当日は、必要な配慮をしていただきながらも、障害者という目で見ずに、地域に一緒に住んでいる住民として、普通に対応してもらえたことに、利用者のかたが大変喜んでいた。

【24ページ】

高次脳機能障害

交通事故や脳血管障害などの病気により、脳にダメージを受け、記憶障害、注意障害、失語や感情のコントロールができないなどの障害が引き起こされるものです。

症状は脳のどの部分にダメージを受けたかにより様々ですが、後天的な障害のため、これまで出来ていたことが出来なくなったことに対して、本人も周囲も戸惑うことが多くあります。

※高次脳機能障害に関する相談　障害者総合支援センター（ウェルポート）など　32ページから参照

必要な配慮等

例示1

記憶に障害があり、少し前のことを忘れてしまう場合は、言葉だけでなく、仕事のスケジュールや指示などは書面で渡す、メモを利用する。

例示2

失語があり、物の名前を思い出すのに苦労しているような場合は、実物や写真、絵カード、文字などで確認する。

例示3

集中力が続かない場合には、こまめに休憩を設定し、複数の仕事を一度に頼まない。

例示4

仕事などの段取りや予定を立てることが難しい場合には、手順書を利用したり、段取りを掲示するなど、行動の手がかりを用意する。

こんなことで困っています

事例1

仕事の予定や約束を忘れてしまうため、「あてにならない」と上司に叱責された。

事例2

外見から障害があることが分かりにくいため、「嘘をついているのではないか」など誤解されやすい。

事例3

こだわり、おこりやすい、我慢できないなど感情のコントロールが難しい症状について、元々の性格じゃないかと言われ、理解してもらえない。

事例4

失語があり、頭の中ではわかっていても、物の名前が言えなくなったり、間違えて言ったりしてしまうため、言いたいことを伝えられない。

事例5

長い文章で話しかけられたり、一度に複数の用件を言われても理解できないことがわかってもらえない。

事例6

優先順位を考えて、仕事の予定を考えたり、段取りすることが難しい。

【25ページ】

難病

難病とは、原因が不明で治療方法が確立されておらず、後遺症を残す恐れが少なくない疾病で、種類は多岐にわたります。

慢性の経過をたどるので、治療等のための経済的な負担のほか、介護に人手を要する場合などには、家族等のしんたいてき、精神的な負担が大きいといわれています。

疾患によって、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害を発現する場合があります。病気の種類や状態は個人により様々です。

※難病に関する相談　障害者総合支援センター（ウェルポート）など　32ページから参照

事例など

寄せられた好事例

会社から、体調が悪い時は、休憩用の部屋で休んでいいと言われ、助かっている。

イラスト挿入（不調じの休憩場所の確保など）

必要な配慮等

例示

職場では、本人の体調や通院等に配慮し、出退勤時間・休憩時間等を調整するなどの配慮が必要です。

こんなことで困っています

事例1

症状が大きく変動することもあり、１日の中でも、軽い状態の時と重い状態の時があり、周囲に理解してもらいにくい。

事例2

病気を持ちながら、仕事を続けていくことが大変。

【26ページ】

その他　災害時

東日本大震災時に、困ったことがあったという事例も寄せられました。

　事例避難所でアナウンスがあったが、それが聞こえないために物資が得られなかった。聴覚障害

　事例避難所の連絡事項が貼り出されたが、アナウンスがなく、気付かなかった。視覚障害

　事例障害に対する理解が得られず、避難所に居られなくなり、車の中や、壊れた自宅で過ごした。発達障害、高次脳機能障害他など

その他　女性障害者に対する差別

障害のある女性は、障害があることに加えて、女性であることで、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意する必要があります。

障害者団体が行ったアンケートなどでは性的な被害に関する回答が多く見られています。

その他　事例の募集について

障害を理由とする差別と感じた事例障害のある人への配慮に積極的に取り組んでいる事例を募集しています。寄せられた事例は会議の検討資料や広報物の中で公表する場合があります。

【27ページ】

募集用紙１

仙台市健康福祉局　障害企画課企画係　事例募集担当　行

ファクス番号　２２３の３５７３

募集用紙　障害を理由とした差別と感じた事例

１障害を理由に差別された　嫌な思いをした　困ったと感じたこと、そのような場面を見たなどの内容や場面をお書きください。また、嫌な思いをしないで済むような改善の提案がありましたら、あわせてお書きください。

募集した事例は、会議の検討資料や広報物の中で公表する場合があります。

事例の内容　　場面や状況をお書きください

改善方法

２　１について、どこ　誰かに相談したところがありますか？

相談の有無　〇で囲んでください。あり・なし

ありの場合、相談したところ

　差し支えのない範囲で、お書きください。

記入者　１障害のある方　２障害のある方の家族　３福祉関係の事業者　４福祉関係以外の事業者　５その他

年齢　才　性別　男・女・その他

障害者差別解消法・条例について　１法律または条例を知っている　２知らない

差別を受けた人　記入者本人のときは、年齢・性別の回答不要

障害種別　１視覚　２聴覚・平衡機能　３音声・言語・そしゃく　４肢体不自由　５内部機能　６知的障害　７精神障害　８発達障害　９難病等　１０その他

年齢　才　性別　男・女・その他

問い合わせ先　仙台市健康福祉局障害企画課企画係　電話　０２２の２１４の８１６３

ファクス　０２２の２２３の３５７３

メールアドレス　fuk005330@city.sendai.jp

郵送の送付先　郵便番号９８０の８６７１　健康福祉局障害企画課　住所の記入は不要です

【28ページ】

募集用紙2

仙台市健康福祉局　障害企画課企画係　事例募集担当　行

ファクス番号　２２３の３５７３

募集用紙　障害のある方への配慮に取り組んでいる事例

１　生活のなかで　こんな配慮があり助かった　この取り組みを広めてほしいと感じたこと、また、現在、取り組んでいる配慮や工夫などの内容や場面をお書きください。

募集した事例は、会議の検討資料や広報物の中で公表する場合があります。

事例の内容　場面や状況をお書きください。

２　１の事例に取り組んでいるところについて

業種など　〇で囲んでください。

１サービス業関係　飲食・販売・宿泊・その他

２交通関係　３金融関係　４不動産関係　５医療・福祉　６教育関係　７官公庁　８その他

事業所名など

差し支えのない範囲で、お書きください。

記入者　１障害のある方　２障害のある方の家族　３福祉関係の事業者　４福祉関係以外の事業者　５その他

年齢　才　性別　男・女・その他

障害者差別解消法・条例について　１法律または条例を知っている　２知らない

配慮等の取り組みの対象　障害種別　１視覚　２聴覚・平衡機能　３音声・言語・そしゃく　４肢体不自由　５内部機能　６知的障害　７精神障害　８発達障害　９難病等　１０全障害共通　１１その他

問い合わせ先　仙台市健康福祉局障害企画課企画係　電話番号０２２の２１４の８１６３

　　　　　　　ファクス　０２２の２２３の３５７３

メールアドレス　fuk005330@city.sendai.jp

郵送の送付先　郵便番号９８０の８６７１　健康福祉局障害企画課　住所の記入は不要です

【29ページ】

参考　仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例

仙台市では、一人ひとりの多様な人格と個性を認め合い、障害のある人もない人も自分らしく、自立と社会参加を実現できる共生のまち・仙台を目指すため、仙台市障害者差別解消条例を制定し、平成２８年４月に施行しました。

障害者差別解消法の改正に伴い、本条例を改正しました。施行：令和５年１０月

仙台市の取り組みについては、仙台市公式ホームページを参照

　<https://www.city.sendai.jp/kenko-kikaku/sabetsukaisho/torikumi.html>

参考仙台市ひとにやさしいまちづくり条例

建物、道路、公園などの施設が年齢や障害の有無などにかかわらず、誰もが使いやすいものとなるよう、これらの施設をつくる際に、バリアフリー整備をするよう定めています。

平成８年６月に制定されました。

仙台市の取り組みについては、仙台市公式ホームページを参照

<https://www.city.sendai.jp/chiikifukushi/kurashi/kenkotofukushi/shogai/kyose/barrier-free/manual.html>

バリアフリーの説明はP.３１参照。

車イスで使えるトイレが街中に設置された第１号は、仙台市内の百貨店！

障害のある人とボランティアが街の中に出て活動したことがきっかけとなり、全国にさきがけて仙台市内の百貨店が店内のトイレを車イスで使えるように改修したのが第１号と言われています。

【30ページ】

参考（障害のある人に関するマーク）

障害のある人に配慮した施設であることや、それぞれの障害について、わかりやすく表示するため、いろいろなマークがあります。

障害者のための国際シンボルマーク

障害のある人が利用できる建物、施設であることを明確にあらわすための世界共通のシンボルマーク

盲人のための国際シンボルマーク

視覚障害のある人のための世界共通のシンボルマーク

耳マーク

聞こえが不自由なことをあらわすマーク

ほじょけんマーク

しんたい障害者補助けん（盲導犬、かいじょけん、ちょうどうけん）同伴の啓発のマーク

ハートプラスマーク

「身体内部に障害がある人」をあらわすマーク

オストメイトマーク

人工肛門・人口膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表すマーク

しんたい障害者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマーク

聴覚障害者標識

聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマーク

ヘルプマーク

外見から分からなくても、援助や配慮を必要としていることを表すマークです。

【31ページ】

参考（用語の説明）

※１　機能障害

心理的、生理的または解剖学的な構造または機能の何らかの喪失、または異常の状態をさす。肢体不自由、聴覚障害・視覚、知的障害などの障害、思考、情緒、記憶、感情や気分の障害、てんかんなどの意識の障害、内臓や皮膚の障害などを含む。

※２ 社会的障壁

（１）物理的な障壁

歩道の段差、車椅子使用者の通行を妨げる障害物、乗降ぐちや出入口の段差など

（２）制度的な障壁

障害があることを理由に資格・免許等の付与を制限するなど

（３）文化・情報面での障壁

音声案内、点字、手話通訳、字幕放送、分かりやすい表示の欠如など

（４）意識上の障壁

心ない言葉や視線、障害者を庇護されるべき存在としてとらえるなど （心の壁、イコール、心のバリア）

※３　ユニバーサルデザイン

性別や年齢、障害の有無に関わらず、全ての人にとって安全で快適、使いやすいことを目指す考え方のこと。その考え方で、製品、建物、空間をデザインすること。

※４　要約筆記

聞こえない方に話の内容、会議の進行、講演の内容などをリアルタイムで文字通訳する、筆記通訳のこと。

要約筆記にはノートテーク（手書き）、ＯＨＰ（オーバーヘッドプロジェクター）使用の手書き、パソコン要約筆記などがあります。

※５　バリアフリー

障害のある人や高齢の人が社会生活をおくる上で妨げとなっている障壁（バリア）を取り除くこと。

【32ページ】

障害のある人に関する相談窓口

保健福祉センター総合相談窓口

　障害のある人の地域での生活を支援するための総合相談窓口です。

　以下名称　電話番号、ファクス番号の順で記載しています。

青葉区障害高齢課　　　　　　　電話２２５の７２１１、ファクス２１１の５１１７

宮城総合支所障害高齢課　　　　電話３９２の２１１１、ファクス３９２の０２５０

宮城野区障害高齢課　　　　　　電話２９１の２１１１、ファクス２９１の２４１０

若林区障害高齢課　　　　　　　電話２８２の１１１１、ファクス２８２の１２８０

太白区障害高齢課　　　　　　　電話２４７の１１１１、ファクス２４７の３８２４

秋保総合支所保健福祉課　　　　電話３９９の２１１１、ファクス３９９の２５８０

泉区障害高齢課　　　　　　　　電話３７２の３１１１、ファクス３７２の８００５

秋保総合支所以外は手話通訳者の配置があります。曜日、時間帯については各窓口にご確認ください

障害に関する専門相談窓口

　それぞれの障害に関する専門相談窓口です。

　以下名称対象とする障害　電話番号、ファクス番号の順で記載しています。

障害者総合支援センターウェルポートせんだい　身体、高次脳機能障害、難病

電話７７１の６５１１、ファクス３７１の７３１３

北部発達相談支援センター北部アーチル　発達、知的、重症心身障害、障害のある児童

電話３７５の０１１０、ファクス３７５の０１４２

南部発達相談支援センター南部アーチル　発達、知的、重症心身障害、障害のある児童

電話２４７の３８０１、ファクス２４７の３８１９

精神保健福祉総合福祉センターはあとぽーと仙台　精神障害、こころの悩み

電話２６５の２１９１、ファクス２６５の２１９０

　身体障害とは視覚障害、聴覚障害、盲ろう、肢体不自由、内部障害をさします。

【33ページ】

障害者相談支援事業所

　障害のある人やご家族、地域の方などの様々な困りごとをお聞きして、解決方法を一緒に考えていく、地域の相談窓口です。

　以下名称　電話番号、ファクス番号の順で記載しています

青葉区

障害者相談支援事業所ふらっと青葉　 電話２６５の５３２０、ファクス２６５の５２６２

障害者相談支援事業所ほっとすぺーす 電話２２５の６５５１、ファクス２１２の２５２０

障害者相談支援事業所とびら　　　　 電話２６１の３６６４、ファクス２６１の３６６１

宮城野区

障害者相談支援事業所ハンズ宮城野　電話２９５の７４４０、ファクス２９５の７４４０

障害者相談支援事業所つるがや地域生活支援センター

　　　　　　　　　　　　　　　　　電話３８８の４３８８、ファクス３８８の４３７７

障害者相談支援事業所宮城野雲母倶楽部＋らiふ

電話２５４の６７５７、ファクス２５４の６７５７

障害者相談支援事業所「ホープ」　　電話２９３の１０５１、ファクス２９５の７１９４

若林区

障害者相談支援事業所ぴあら若林　　電話２８２の５１８８、ファクス２８２の５１８８

障害者相談支援事業所てれんこ　　　電話７１６の８１５２、ファクス７１６の８１１８

障害者相談支援事業所くれよん　　　電話２８２の４６７１、ファクス２８２の４６７２

太白区

障害者相談支援事業所ハンズ太白　　電話３０８の８８３４、ファクス３０８の８８３４

障害者相談支援事業所向日葵ライフサポートセンター

　　　　　　　　　　　　　　　　　電話７４１の２８８０、ファクス７４１の３７３５

障害者相談支援事業サポートはぎ　　電話３０２の７４６０、ファクス７４６の６８８２

泉区

障害者相談支援事業所ふっらと泉　　電話７７１の２７２８、ファクス７７１の２７３０

障害者相談支援事業所ソキウス　　　電話７１８の０７６８、ファクス７１８の０７６９

障害者相談支援事業所ピース・スマイル

　　　　　　　　　　　　　　　　電話３７８の３６３０、ファクス３４２の５６６２

【34ページ】

その他の相談支援

　以下名称　電話番号、ファクス番号の順に記載しています

仙台市自閉症児者相談センターここねっとアーチルと連携して相談・支援を行います　　　　　　　　　　　　電話２９４の０４５２、ファクス２８５の２４３０

　仙台市第二自閉症児者相談センターなないろアーチルと連携して相談・支援を行います　　　　　　　　　　　電話３４３の７４８５、ファクス３４３の７４８６

　仙台市視覚障害者支援センターアイサポート仙台視覚障害者の方に対し相談・支援を行います　　　　　　　電話３４１の１７２８、ファクス３４１の１７２９

　仙台市ひきこもり地域支援センターほわっと・わたげ

　　　　　　　　　　　　　　　　　電話２８５の３５８１、ファクス２８５の７５０５

　仙台市難病サポートセンター難病の方やご家族の相談・支援を行います

　　　　　　　　　　　　　　　　　電話７９６の９１３１、ファクス２１１の１７８１

　宮城県聴覚障害者情報センターみみサポみやぎ聴覚障害に関するさまざまな情報提供や総合的・専門的な相談事業などを行います

　　　　　　　　　　　　　　　　　電話３９３の５５０１、ファクス３９３の５５０２

　　　　　　　　　　　　　　　　　相談専用　電話・ファクス３９３の５５０３

手話で対応できる相談員がいます

就労・雇用に関すること

以下名称　電話番号、ファクス番号の順に記載しています

　仙台市障害者就労支援センターはたらポート仙台

　　　　　　　　　　　　　　　　　電話７７２の５５１７、ファクス７７２の５５１９

　宮城障害者職業センター　　　　　電話２５７の５６０１、ファクス２５７の５６７５

　仙台公共職業安定所ハローワーク仙台障害者の職業相談・職業紹介・障害者を対象とした求人従業員募集の受理

　　　　　　　　　　　　　　　　　電話２９９の８８２９、ファクス２９９の８８２３

　仙台労働基準監督署労働条件に関する相談解雇、賃金未払い、その他労働条件など　　　　　　　　　　　　　　電話２９９の９０７５、ファクス２９９の９０７８

　宮城労働局総合労働相談コーナー労働問題に関するあらゆる分野の相談労働条件、いじめ、嫌がらせ、募集・採用など　電話２９９の８８３４

【奥付】

パンフレットはこちらからダウンロードできます

<https://www.city.sendai.jp/kenko-kikaku/panfu/daremogakurashiyasuimachi.html>

編集・発行　仙台市健康福祉局障害企画課

監修　　　　仙台市障害者施策推進協議会差別事例検討部会

　　　　　　郵便番号９８０の８６７１　仙台市青葉区国分町３の７の１

　　　　　　電話　　０２２の２１４の８１６３

　　　　　　FAX　　０２２の２２３の３５７３

　　　　　　E-mail　fuk005330@city.sendai.jp

　　　　　　平成２７年１０月　初版発行

　　　　　　平成２９年１２月　２版発行

　　　　　　令和　２年　３月　３版発行

　　　　　　令和　５年１０月　４版発行

印刷　　　　第二啓生園印刷